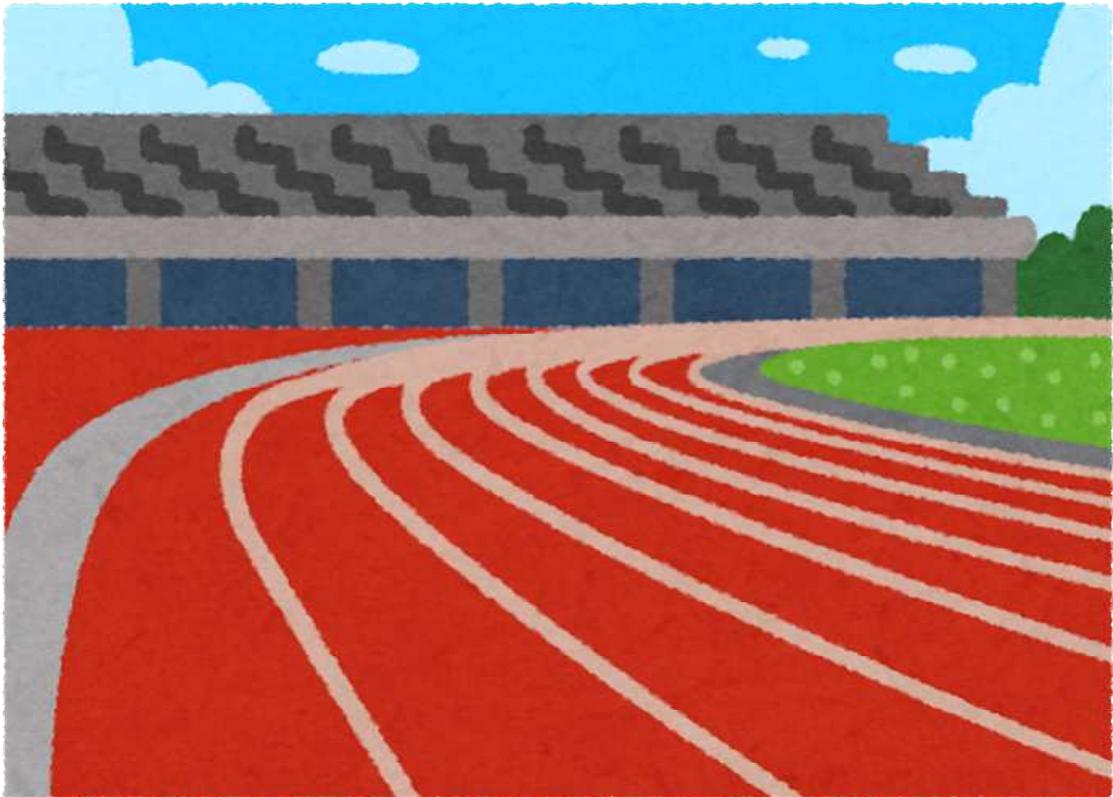


成田市 部活動経営ガイドライン



平成30年10月改訂

成田市教育委員会

目 次

I はじめに

-
- 1 学校教育における部活動の意義・目的…………… 2
 - 2 学校教育の一環としての部活動…………… 3

II 円滑な部活動経営ができる学校体制をめざす

-
- 1 学校における指導方針及び活動計画…………… 5
 - 2 指導者の人間的資質と管理能力の向上…………… 5
 - 3 外部指導者との連携…………… 6
 - 4 保護者との連携…………… 7

III 心身の調和の取れた好ましい成長につながる指導をめざす

-
- 1 「学校の部活動に係る活動方針」の策定…………… 8
 - 2 効率・効果的な活動の推進…………… 8
 - 3 体罰・いじめの防止について…………… 9
 - 4 安全管理と事故防止…………… 10
 - 5 会計の取り扱い…………… 13

IV その他

-
- 1 部活動の開設、休部・廃部について…………… 14
 - 2 合同チームについて…………… 15

V おわりに…………… 15

-
- 引用・参考文献等一覧…………… 16

資料編

-
- 別紙 資料1 「部活動の活動方針・活動計画・活動実績フォーム」 ……17～19

【千葉県「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」より】

- 別紙 資料2 「運動部活動・安全チェックファイブ」 ……21

【千葉県「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」より】

I はじめに

◎成田市部活動ガイドラインの改訂にあたって

成田市教育委員会では、平成30年3月のスポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び同年6月千葉県教育振興部体育課改訂「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を受け、児童生徒、保護者、顧問指導者にとって安心・安全で、心身の調和の取れた学校生活を送るための部活動を展開していただくため、平成28年9月に策定された本市ガイドラインの見直しを行い、今回の改訂に至りました。

各学校におきましては、部活動の運営に際し、このガイドラインを活用していただき、より健やかな児童生徒の成長を期待しております。

1 学校教育における部活動の意義・目的

部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った児童生徒が、学年や学級の枠をこえて、自発的・自主的な判断によって参加する活動です。

そこでは、児童生徒がスポーツ・文化・科学・芸術等に親しみながら、共通の目標のもと、互いに教え合ったり励まし合ったりして楽しさや喜びを味わうとともに自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成することができます。このようなことから、部活動は豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活には、効果的な活動だと考えます。部活動を通して、技術や体力を向上させ、規範意識や社会性、自主性を高めることで豊かな人間性を育むとともに、部活動を、児童生徒、教職員（指導者）にとって大切なコミュニケーションの場とすることで、部活動以外にも好影響を及ぼすような活動にしていきたいものです。

しかしながら、急激に変わっていく社会情勢の中、部活動の運営にも変化が出てきています。担当顧問の不足とその専門性、顧問の年齢の高齢化、教職員の負担増加などの問題が挙げられ、効果的な外部指導者の活用と連携が、検討されています。また、少子化に伴う部員確保の問題や学校規模の変化により廃部せざるを得ない部活動が出るなど、部活動の設置に関する問題もあります。そうした中で多様化する児童生徒・保護者の要望への対応なども課題となっています。

部活動の指導に当たっては、適切な指導のもとに、自発的・自主的な活動が展開されるよう配慮することが大切です。また、児童生徒の生活や成長とバランスのとれた部活動のためにも、部活動を児童生徒の家庭生活、学校生活を含む、全生活の中の一部として捉え、児童生徒理解に努めるとともに、発達段階や能力等の個に応じた指導を心がける必要があります。

教職員だけでなく、家庭や地域社会とともに児童生徒を育成する開かれた学校になるためにも、必要に応じて外部指導者を活用したり、地域活動との関連を図ったりするなど、児童生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動が行われるよう運営することも必要です。

2 学校教育の一環としての部活動

新学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて明確に示しています。

中学校学習指導要領では、下記のとおり規定しています。

●中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

●中学校学習指導要領解説保健体育編（平成29年7月）【抜粋】

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章総則第5の1のウ）

部活動の指導及び運営等に当たっては、第1章総則第5の1ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。

中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。

このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる。

部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

(後略)

これらのことから、以下の3点を踏まえ、部活動運営にあたることがふさわしいと言えます。

- 1 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、好ましい人間関係の形成を図ること。
- 2 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られること。
- 3 教員の負担軽減の観点を持ち、学校や地域の実態に応じ、地域や各種団体との連携を図る等の工夫を行うこと。

Ⅱ 円滑な部活動経営ができる学校体制をめざす

1 学校における指導方針及び活動計画

部活動は、学習指導要領に明記されているものであることから、学校の教育目標及び部活動の指導方針等に基づき、学校の教育活動として明確に位置付ける必要があります。

- (1) 小学校においては、小学校学習指導要領解説「体育編」での運動部の活動に鑑みて、競技会や発表会等に向けて特設的に特に希望する児童をもって組織し、共通の興味や関心を追求する活動で、教師などの適切な指導の下において行う。
- (2) 中学校においては、学年や学級の所属を離れ、同好の生徒をもって組織する部において共通の興味や関心を追求する活動で、学校の管理下において行う。
- (3) 全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問や顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組む。
- (4) 各学校の教育目標、学校規模・特色を生かすとともに、児童生徒のニーズや保護者の意向を参考にして指導方針を設定する。
- (5) 学校の指導方針に基づいた各部活動の活動計画を作成する。
- (6) 保護者には積極的に情報を発信し、理解を得て、互いに連携しながら活動できるよう工夫する。また、保護者の意見や願いを把握し、受け止める。

2 指導者の人間的資質と管理能力の向上

部活動の運営は、自発的、自主的に参加する児童生徒と、それを支え、指導・監督をする指導者とのコミュニケーションが密になることで、信頼関係が構築され、より円滑になります。また、指導者は決して感情に流されることなく思い込みによる一方的な指導にならないようにしなければなりません。この点については、児童生徒や保護者への対応のみならず、同僚及び他校の教職員との関わりにおいても同様であり、教職員としてはその姿勢の保持に努めなければなりません。

部活動は活動目標によっては児童生徒に大きな肉体的、精神的負荷を与える場面も想定されますが、指導者は個々の肉体的・精神的疲労度をしっかりと把握することが重要であり、部長（キャプテン）や中心となる部員に過剰な負担がかからないように配慮することも必要になります。

指導者は複数配置することが望ましく、複数配置することで、顧問の負担を軽減するだけでなく、生徒指導、保護者への対応、緊急時の対応等、様々な場面で困難な状況をカバーすることができます。

また、体罰・セクハラ行為や金銭管理面での不祥事防止等の体制を構築することにもなります。小規模校では難しい面もありますが、複数顧問制について検討していくことが望ましいと考えます。

指導者の役割としては、以下のようなことが考えられます。

《顧問（指導者）の役割》

- (1) 児童生徒に関わること
 - ・実技，技術指導
 - ・児童生徒理解
 - ・生活指導
 - ・健康管理，事故防止
 - ・学習支援
- (2) 外部との調整に関わること
 - ・大会，発表会，練習試合等の引率
 - ・保護者との連携
 - ・月活動計画作成
 - ・外部指導者との連携
- (3) その他
 - ・施設，用具の管理と安全点検
 - ・部予算や集金の適正管理

《指導上の留意事項》

- (1) 会議等で顧問が部活動に立ち会えない場合は、必ず他の顧問等に指導・監督を依頼するとともに、児童生徒への安全指導，練習内容など，適切な処置を講じる。また，緊急時の対応についても，児童生徒と確認する。
- (2) 児童生徒とともに学ぶ姿勢を持ち，他の教師や書物から学んだり，研修会に参加したりするなど，種目や指導法への理解を深めるとともに緊急の事態に備え，傷病への応急処置ができるように知識を身に付けておく。
- (3) 現部員が少ない場合でも，児童生徒の充実した活動のため最善を尽くす。
- (4) 常に生徒との信頼関係を築くことに心掛け，指導・助言にあたる。
- (5) 大会や発表会などに出場・参加できない児童生徒に対しても，練習試合や校内での発表会，記録会で成果を発揮する機会を設けるなど様々な工夫をする。

3 小・中・義務教育学校における外部指導者との連携

学校においては，トップアスリートを目指す児童生徒から，スポーツや文化を楽しみたいという児童生徒まで，部活動に対して求める内容は多岐に渡っています。成田市教育委員会では，このような願いに応え，児童生徒にとって有意義な部活動にするため，『課外体育活動支援指導者派遣事業』に取り組んでいます。

この事業は，地域の社会体育団体等で活動している専門的な技術指導ができる方に部活動の指導をお手伝いいただいています。また，文化部については，市による『中学生の文化部活動活性化事業』が実施され，外部の指導協力者を学校に講師として派遣しています。

《外部指導者活用上の留意事項》

外部指導者は、顧問が担う役割のうち、特に指導面を補助することによる効果が期待されています。外部指導者から技術指導をいただくことは、児童生徒たちの活動内容に対する興味や関心が高まり、もっと学びたいという意欲につながります。

- (1) 外部指導者は、学校の方針に従って指導面の一翼を担えるよう、部活動の指導に当たる。外部指導者を活用する際には、必ず年度当初に、学校や部活動の運営方針を確認し合う機会を設ける。
- (2) 外部指導者が顧問に無断で練習計画を立てたり、用具を購入させたりすることはできない。練習計画の相談や連絡、児童生徒に関する情報交換など、顧問との協働体制を密にしておくことが大切である。
- (3) 外部指導者が大会や校外への練習等に単独で引率することはできない。なお、大会のベンチ入りや審判等については、運営団体によって異なるので確認をする。
- (4) 児童生徒理解に基づく指導や安全の確保、事故防止などは、外部指導者も学校教職員と同様の対応が必要である。

※『部活動指導の手引き～外部指導者用～』（平成25年7月成田市教育委員会発行）参照

4 保護者との連携

部活動を充実させるためには、保護者からの理解や協力を得ることが不可欠です。部活動に対する保護者の考え方も様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは、とても大切なことです。そのためにも、保護者の意見や願いをしっかりと把握し、受け止めることも大切です。

また、保護者の大会への送迎、参加や応援、部活動行事などへの協力依頼については、仕事や家庭の理由などにより都合のつかない保護者もいることから、過度なものとならないよう十分な配慮が必要です。

《連携を深める方策例》

- (1) 「部活動の運営方針・年間計画」などを年度当初に保護者会（全体・各部）を開くなどして全保護者に説明する。
- (2) 大会・発表会等の参加については、練習計画・大会参加計画に基づいて、校長名で早めに文書で知らせる。
- (3) 大会・練習試合等で応援に来た保護者には、時間を見つけ、挨拶や声掛けを行う。
- (4) 必要経費等の集金についても（2）同様、文書で知らせるとともに、保護者の負担軽減を図る。

- (5) 毎月の活動予定や練習計画の文書・案内を配布する。
- (6) 傷病時には必ず保護者に連絡し、適切な対応をする。
- (7) 活動状況を知らせるなどして、児童生徒の活躍する姿、頑張っている姿を見ていただくよう心がける。

Ⅲ 心身の調和の取れた好ましい成長につながる指導をめざす

1 「学校の部活動に係る活動方針」の策定

活動方針の策定については、学校教育目標を踏まえたうえで、生涯学習の基礎を育むことや、児童生徒個々の発達段階に応じたバランスのとれた心身の成長を促すことに十分留意することが必要です。また「学校の部活動に係る活動方針」については、毎年度見直しをするものとします。

2 効率・効果的な活動の推進

規律・礼儀が重んじられる精神論的な指導や勝利至上主義的な指導だけでは、児童生徒の好ましい成長につながるような部活動にはなりません。また、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、児童、生徒ともに無理や弊害を生むという指摘もあります。生涯にわたってスポーツ・文化に親しむ基礎を培うことができるよう、指導者は小中学校期がジュニア期前期（もしくは前半）であるという認識を持ち、児童生徒がバーンアウトすることなく活動を続けていけるよう留意します。

そこで、成長期にある児童生徒が、運動、食事、休養、及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を定めるものとします。

〈活動日〉

- (1) 月毎の活動計画を校長に提出し、部員・保護者に公表するものとする。また、校長は計画・実績等を把握し、場合によっては助言を行う。
- (2) 原則として部ごとに1週間のうち平日に1日以上、週末に1日以上少なくとも週当たり2日以上休養日を設けることを基準とする。
- (3) 週休日（土・日曜日）に大会・発表会・練習試合等を行った場合、休養日を他の日に振り替える。
- (4) 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度まとまった休養日を設け、児童生徒に十分な休養を与えると同時に、顧問（指導者）自身もリフレッシュできる機会をつくる。
- (5) 的確な判断力と指導は心身が健全な状態から生まれるという認識を持ち、体罰等の不祥事防止という観点からも顧問（指導者）自身も積極的に休養を取るよう心がける。

《適切な活動時間》

- (1) 始業前，放課後（平日），休日での活動を原則とする。
- (2) 練習時間は，平日は2時間程度，休日は3時間程度とする。
- (3) 児童生徒が安全に帰宅できるよう，日没時刻を考慮して練習時間を決定する。

《練習試合・大会・発表会》

- (1) 校長は，参加する大会・発表会・練習試合等を把握し，児童生徒・保護者や顧問が体力的・時間的・経済的に過度な負担とならないように参加する頻度，回数等を精査するとともに，適宜，指導・是正を行う。
- (2) 実施日，場所，時間，引率方法，引率者，交通手段等について，事前に校長の承認を得る。校長が許可していないものについては，練習試合・大会・発表会等に参加できない。
- (3) 中学校においては，定期テスト等の直前における練習及び練習試合は控える。但し，大会日程等に伴い実施せざるを得ない場合については，大会に参加する生徒のみを保護者の了承を得た上で，参加対象にできるものとする。その場合においても，活動時間に十分留意する
- (4) 交通手段については，原則として公共の交通機関を利用するものとし，顧問等の引率責任者が必ず同行する。民間バスを使用する場合であっても同様に必ず引率職員がつくものとし，児童生徒のみでの移動とならないように配慮をする。

3 体罰・いじめの防止について

体罰は，教職員個人の問題にとどまらず，学校が児童生徒や保護者からの信頼を大きく失ってしまい，本来行わなければならない教育活動に支障をきたす状況になるなど，学校教育全体においても重大な問題となります。暴力行為のみならず，威圧的な言葉や態度による指導は，児童生徒の健全な成長に悪影響を及ぼすこともあります。体罰は，指導者と児童生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。教職員は体罰を行うことにより刑事責任，民事責任および行政上の処分の対象になり得ることを理解していなければならず，決して体罰が行われることのないような体制づくりも必要とされます。

また，部活動は学級や学年の枠を超えて児童生徒が自発的・自主的に集まって活動する場面が多くあります。指導者は，児童生徒同士の間人間関係をしっかりと把握し，「いじめ」ととられかねない理不尽な上下関係を強いることがないように注視し，指導していくことが必要です。また，日頃から児童生徒が不安や悩みを相談しやすい指導者との信頼関係や体制づくりのためのコミュニケーションの構築を図っておくことも大切です。

- (1) 部活動の意義や目的を正しく理解し、指導者としてあるべき姿を常に意識し指導にあたる。
- (2) 児童生徒とのコミュニケーションを重視し、児童生徒が困ったことや悩みを相談しやすい体制を整える。
- (3) 学級担任との連絡・相談を適宜行い、児童生徒の学校生活全体を支援する。

【許されない指導と考えられるもの】

- (1) 体罰及び身体的、精神的苦痛を過度に与えるもの。
- (2) パワーハラスメント
 - ア 言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為
 - イ 立場を利用した指示、嫌がらせ。
 - ウ 成長期の中にある児童生徒に対し、適切な栄養指導は行うべきであるが、食事制限や減量（ダイエット）等の強制的指導・指示を行うことはパワーハラスメントにあたる。
- (3) セクシャルハラスメント

容姿についての発言や、不用意に児童生徒の身体に触れる行為はセクシャルハラスメントと取られることにもなるので、十分な配慮と注意が必要である。
- (4) 過度な練習プログラム

社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点からは認め難い、または限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。（「しごき」と受け取られる練習を課すことも同様である。）

以上の4点については、勝利至上主義もしくは指導者の独善的な目的に基づく、盲目的で、絶対的な主従関係から行われることが多い。小中学生期における健全な心身の成長の手助けとなるような指導を常に心がけるようにしなければならない。

4 安全管理と事故防止

教職員は、教育活動のあらゆる場面において、常に児童生徒の安全確保を図る義務があります。特に、身体活動が伴う部活動においては、活発な活動が展開され、多くの成果を挙げていくことが大変重要であります。児童生徒の安全が確保された上で行われることが大前提です。

日頃から指導者と児童生徒の事故防止に対する意識を高め、想定できる限りの注意を払い、事故防止に努めることが大切です。

《事故防止の留意点》

- (1) 健康状態の把握
 - ア 児童生徒に自らの健康状態について関心や意識を持たせる。
 - イ 適度な休養や栄養の補給に留意させる。

ウ 活動に際し、健康観察を適切に行い、体調が優れない児童生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限させるか、休ませる。

(2) 指導

ア 学年や個人差に十分配慮した、段階的・計画的な指導を行う。

イ 危険を伴う練習は、必ず指導者の下で実施する。

ウ 指導者不在時は、練習内容を安全性の高いものに変更したり、運動量を軽減したりするなど、工夫し安全に配慮する。

エ 準備運動及び整理運動をしっかりと行う。

オ 練習の目的及び内容や効果的な練習方法を児童生徒に伝える。

(3) 施設・設備・用具の安全点検と安全管理

ア 施設、設備、用具の使用前、使用後及び定期的な点検を行う。また、児童生徒にも、安全確認の習慣化を図る。

イ 施設・設備、用具の正しい使い方をし、事故が起きないようにする。

(4) 登下校への配慮

休日の部活動であっても学校管理下であるという認識を持ち、登下校への安全指導、配慮を行うものとする。

(5) 天候や気象に考慮した指導

ア 活動時の気象条件に十分留意する。特に、近年の高温多湿下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症に注意しなければならない。

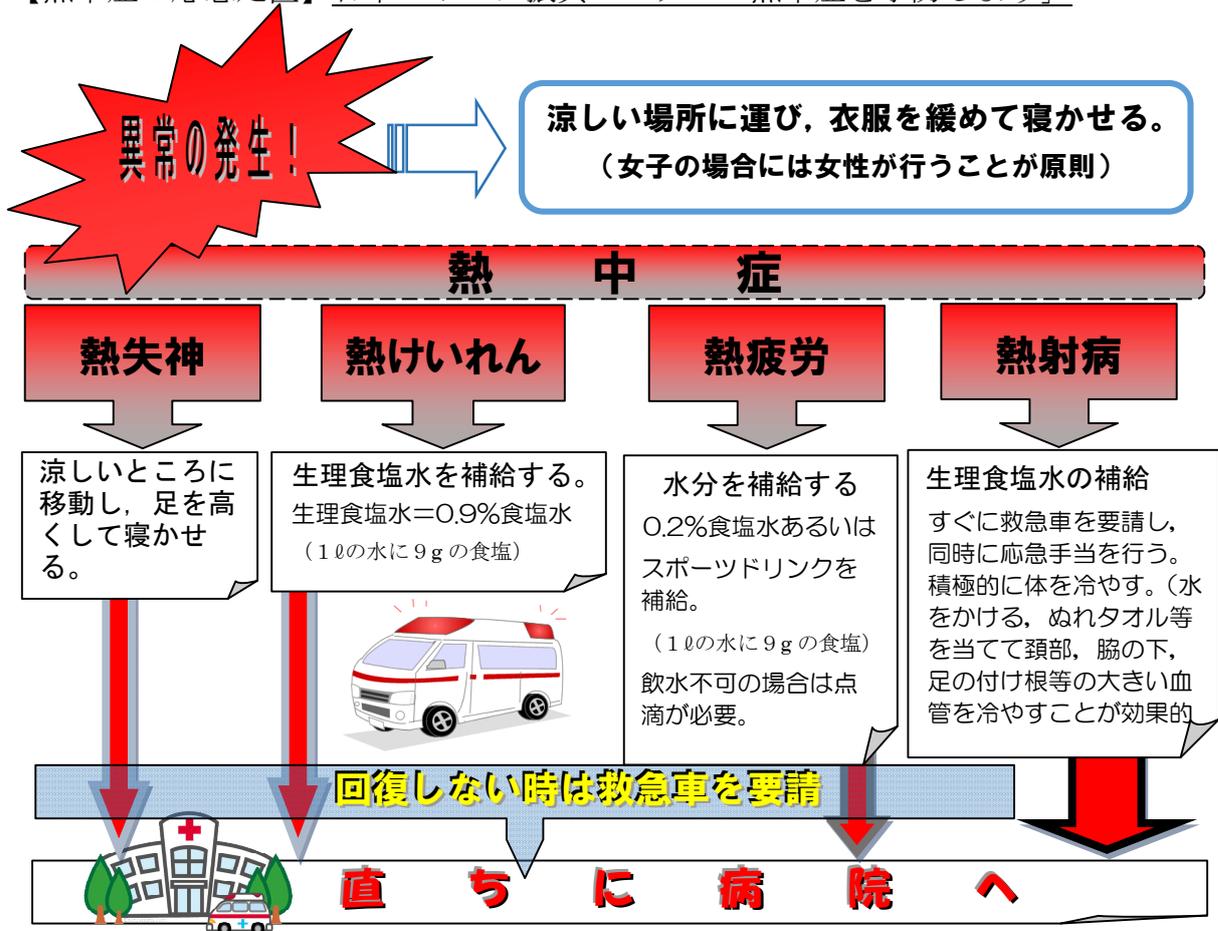
イ 体調の変化は活動時のみではなく、その前後関係（睡眠時間や空腹、または前日までの疲労度）においても左右されることから、顧問は児童生徒の健康観察とコミュニケーションをとることで情報収集をし、体調把握・管理に努める。

ウ 気温、暴風（竜巻を含む）や雷、激しい雨に対して、情報収集に努め、それらが十分に予想される場合は、事前及び即時に練習を中止し、児童生徒の安全確保に努める。

【熱中症で起こる障害】 日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しよう」

熱失神	炎天下にじっとしていたり、立ち上がったとき、運動後などに起こる。皮膚血管の拡張と下肢への血液貯留のために血圧が低下、脳血流が減少して起こるもので、めまいや失神（一過性の意識障害）などの症状がみられる。
熱けいれん	大量の発汗があり、水のみを補給した場合に血液の塩分濃度が低下して起こるもので、筋の興奮性が亢進して、四肢や腹筋のけいれんと筋肉痛が起こる。
熱疲労	脱水によるもので、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などの症状が起こる。体温の上昇は顕著ではない。
熱射病（重症）	体温調節が破綻して起こり、高体温と意識障害が特徴である。意識障害は、周囲の状況が分からなくなる状態から昏睡まで、程度は様々である。脱水が背景にあることが多く、血液凝固障害、脳、肝、腎、心、肺などの全身の多臓器障害を合併し、死亡率が高い。

【熱中症の応急処置】 日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しよう」



(6) 事故の対応

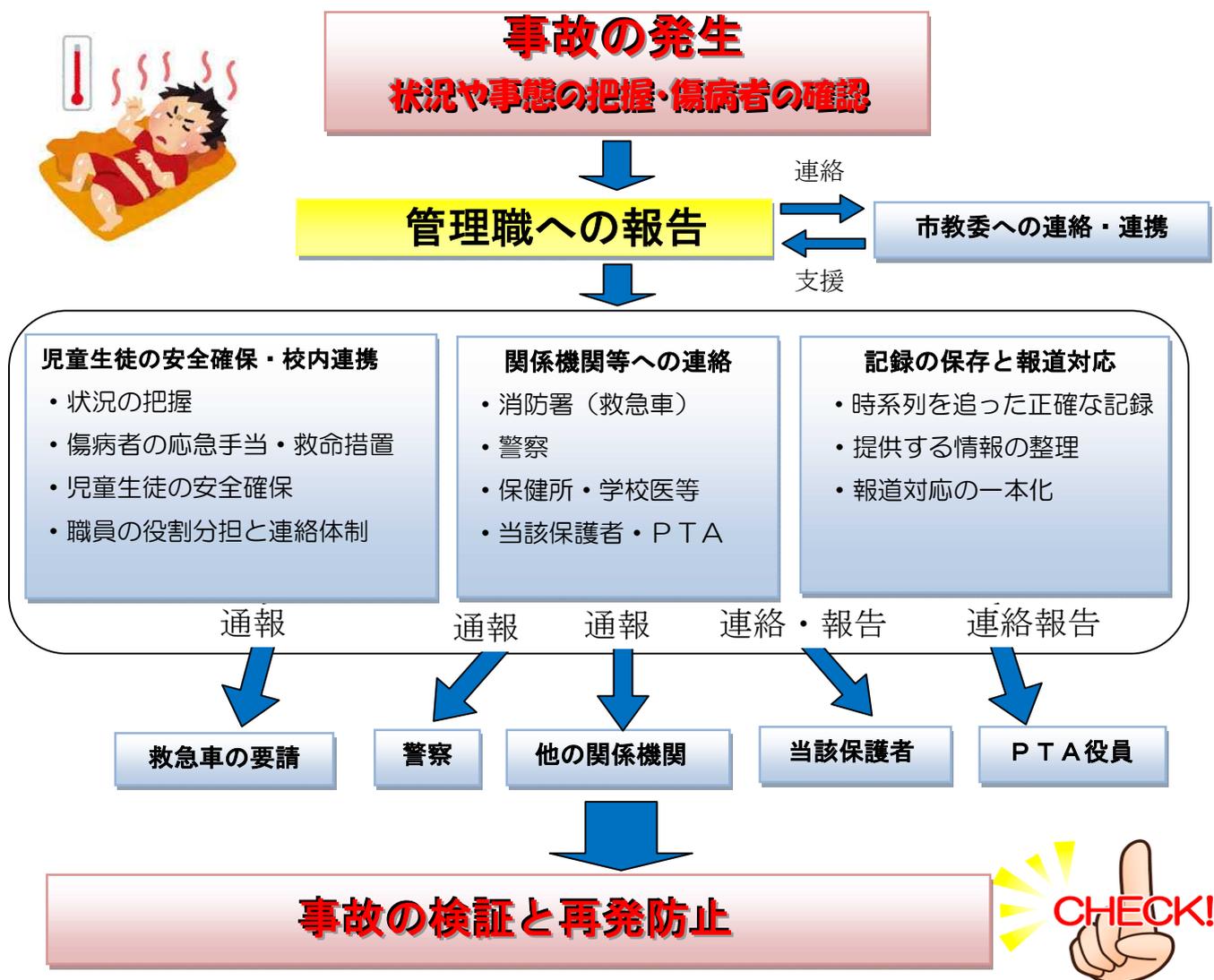
ア 事故の予防に努めるとともに、万が一に備え、年度当初に、事故発生時の対応の仕方を全教職員で共通理解を図り、緊急体制を確立しておく。

- (ア) 発生した事態や状況の把握，児童生徒の安全確保，傷病者の確認と応急手当
- (イ) 管理職への報告，養護教諭，他の職員への協力要請や緊急連絡
- (ウ) 状況によって救急車の要請，消防署・警察・教育委員会等関係機関との連絡・連携
- (エ) 事故発生状況の正確な記録（5W1H）
- (オ) 保護者への連絡・説明（誰が・なにを・いつ・どのように）

イ 事故発生後についても、発生時同様、以下のようなことについて正しく対応できるように努めることが大切である。

- (ア) 負傷者の立場に立った誠意ある対応，保護者への丁寧な説明，傷病者及び関係児童生徒へのケア
- (イ) 教育委員会との連携，報道機関への対応，独立行政法人日本スポーツ振興センターへの対応
- (ウ) 事故の検証と再発防止に向けた取組

【事故対応の例】



5 会計の取り扱い

物品の購入や大会等への参加費の徴収など金銭に関わることについては、事前に校長の許可を得るとともに、会計報告等の作成により保護者への説明を丁寧に行う必要があります。

また、領収書等の保管についても、各学校の学校徴収金マニュアルに基づき、適切に対応することにより、説明責任を果たせるように整えておかなければなりません。

帳票については、月や学期毎に整え、複数の者がチェックするように努める必要があります。

IV その他

1 部活動の開設, 休部・廃部について

- (1) 中学校は学区の小学校の数年先を見据え、児童数等を参考にしたうえで検討を進める。
- (2) 現部員にとっては、下級生が入部しないという問題を抱えるため、部に所属する生徒やその保護者に対して議論の経過や検討結果などを十分に説明し、丁寧に対応する。
- (3) 少なくとも卒業学年まで活動できるような体制を整える、合同チームや合同練習などの運営を工夫するなど、現部員の活動を保障する。
- (4) 必要に応じて、組織を設けたり検討会を開いたりするなど、学校と保護者が話し合う機会をつくることが望ましい。
- (5) 合同チームが認められていない競技や市内でも数少ない競技の休部や廃部、その他特別な事情のある場合については、休部や廃部を検討する段階で、教育委員会等とも相談しながら、最終的に学校が決定することが望ましい。
- (6) 新たに部活動を開設する場合も、生徒の意向や生徒数の動向、継続的な運営等について十分検討し、教育委員会等と相談しながら、最終的に学校が決定することが望ましい。

なお、中学校において部活動を開設・休部・廃部を検討する場合には、資料「小学校・中学校の指定学校変更・区域外就学について（抜粋）」（成田市教育委員会学務課）を参照の上、アンケートや説明会等の時期について十分配慮することも大切です。

※資料「小学校・中学校の指定学校変更・区域外就学について（抜粋）」

10 部活動によるもの

・希望する部活動が学区の中学校にないため、該当する部活動がある最寄の中学校への通学を希望し、次の条件をすべて満たす場合。

- ① 指定学校変更をした場合に考えられる課題を理解し、納得した上で、部活動を継続する強い意志を持つこと。
- ③ 指定された学校に卒業まで通学し、申請した部活動で、卒業まで活動すること。
- ⑤ 受け入れる学校の収容力が、将来的にも余裕があること。

*次年度、入学予定者で変更を希望する人は、8月中旬から9月下旬までに学務課へ申し出てください。その後、教育委員会が指定する日に子供と保護者で部活動を見学します。

2 合同チームについて

- (1) 所属団体の規則により、児童生徒、保護者、顧問、学校間での意向を十分協議したうえで合同チームを結成する。
- (2) 練習試合や大会に参加する場合は顧問間での連携を密にし、一方の学校に負担が偏らないように配慮するものとする。

V おわりに

本ガイドラインは、児童生徒の立場に立ち、学校内外で多様な経験をすることで心身のバランスのとれた人間の育成を目指すために、部活動の望ましい在り方について必要なことを定めたものです。

部活動の指導者は本ガイドラインをもとに、部活動への正しい知識・意識を身に付けるとともに、多方面からの声に耳を傾け、生涯学習を見据えた持続可能な部活動の体制を構築することが大切になります。

各学校においては、体制の確立と指導者の資質向上を図りながら、部活動が一部の児童生徒や教員だけのものではなく、健全な学校づくり、地域づくりの一助となるように努めてほしいと思います。

成田市教育委員会教育指導課 平成30年10月改訂

【引用・参考文献等一覧】

- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年3月
スポーツ庁
- ・「運動部活動での指導のガイドライン」平成30年4月
文部科学省
- ・「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」平成30年6月改定
千葉県教育庁教育振興部体育課
- ・「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」
平成25年3月13日 文部科学省
- ・「小学校学習指導要領解説 体育編」
平成29年3月 文部科学省
- ・「中学校学習指導要領解説 保健体育編」
平成29年7月 文部科学省
- ・「平成30年度（2018）学校体育要覧第32号」平成30年4月1日
千葉県教育委員会
- ・「運動部活動サポートブック」平成24年6月 千葉県高等学校体育連盟研究部
- ・「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書
～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」
平成25年5月27日 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議
- ・「成田市小中学校部活動経営ガイドライン」平成28年9月 成田市教育委員会
- ・「部活動指導の手引き～外部指導者用～」平成25年7月 成田市教育委員会

資料編

【別紙 資料1】

<h2 style="margin: 0;">部活動の活動方針</h2> <p style="margin: 0;">成田市立 学 校</p> <hr/> <p style="margin: 0;">校長名</p>
--

教 育 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育目標 ・ 学校教育目標と部活動との関連，また，部活動の教育的意義等
部活動の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市のガイドラインを受けて各学校で作成する「学校の部活動に係る活動方針」 ・ 記載例としては，次のようなものが考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> ①適切な指導 <ul style="list-style-type: none"> 科学的なトレーニングや合理的な指導方法，試合期とオフシーズンの練習，自主性・自律性を尊重した指導，体罰・ハラスメントの根絶等 ②適切な活動時間 <ul style="list-style-type: none"> 効率的な指導を行うための練習時間，試験前などの学業への配慮，休養日の設定等 ③事故防止 <ul style="list-style-type: none"> 日々の安全指導，施設・設備の点検，生徒の健康管理や熱中症等の防止，校外での活動時における安全等 ④その他 <ul style="list-style-type: none"> 保護者との連携，他校合同チーム，地域貢献活動等

各活動の活動方針

部

顧問

目 標	<ul style="list-style-type: none"> • 部としての年間計画
方 針	<ul style="list-style-type: none"> • 部としての基本方針
年 間 計 画	<ul style="list-style-type: none"> • 参加予定の大会名や日時，場所等

月の活動計画

部

日	曜日	時 間	予 定	備 考
1	月	: ~ :	※参加予定の大会名等	※学校外の場合は会場
2	火	: ~ :		
3	水	: ~ :		
4	木	: ~ :		
5	金	: ~ :		
6	土	: ~ :		
7	日	: ~ :		
8		: ~ :		
9		: ~ :		
10		: ~ :		
11		: ~ :		
12		: ~ :		
13		: ~ :		
14		: ~ :		
15		: ~ :		
16		: ~ :		
17		: ~ :		
18		: ~ :		

平成 年 月 日

顧問名 _____ 印

校 長

月の活動実績

部

日	曜日	時 間	実 績	備 考
1	月	(例) 3h ※休養日は「0」 ※時間は生徒の活動時間とする。	(例) 練習 ※参加した大会名 や結果等	※けが人の有無等
2	火	: ~ :		
3	水	: ~ :		
4	木	: ~ :		
5	金	: ~ :		
6	土	: ~ :		
7	日	: ~ :		
8		: ~ :		
9		: ~ :		
10		: ~ :		
11		: ~ :		
12		: ~ :		
13		: ~ :		
14		: ~ :		
15		: ~ :		
16		: ~ :		
17		: ~ :		
18		: ~ :		

平成 年 月 日

顧問名 _____ 印

校 長

【別紙 資料2】

部活動チェックファイブリスト

1 適切な活動計画を作成しているか。

- 部活動方針は年度当初までに作成されているか？
- 月間の活動計画（大会予定等を含む）を作成して管理職へ提出したか？
- 練習計画等は児童生徒へ周知され、理解しているか？
- 練習環境や気象状況等を考慮した内容への変更や配慮は常にされているか？
- 部活動の活動実績等を管理職へ定期的に報告し、チェックを受けているか？

2 児童生徒の健康状態や体力・技能等を把握しているか。

- 児童生徒の当日の健康状態の把握をしたか？
- 体力・技能レベルや負傷・障害等の状況の把握はしているか？
- 部員の性格、意欲等の把握は関係職員と連携がとれているか？

3 練習場所や用器具の安全点検と安全指導を行っているか。

- 施設や用器具の安全点検を職員が最終確認しているか？
- 活動に伴う事故防止・安全指導を関係職員同士でチェックしているか？
- 校外へ移動する場合の事前事後の安全指導をしているか？

4 緊急時の連絡体制は確立されているか。

- 緊急時対応マニュアルを作成して常備しているか？
- 関係機関との連携や協力体制は確立しているか？
- 緊急時の連絡方法・手段の確立し、毎年更新しているか？

5 保護者との連携はとれているか。

- 活動方針を周知し、理解されているか？
- 毎月の活動計画（練習内容）は周知されているか？
- 大会や校外での活動時や解散時の日時・場所等の周知はされているか？